

明治大学安全保障輸出管理 事前点検シート

このシートは、明治大学安全保障輸出管理規程第12条に定める事前点検を行うためのものです。

海外との取引（海外への貨物（機材等）の輸出（送付・携行等）、海外での技術（情報）提供、留学生の受入れ・送出し、海外からの研究者等非居住者又は特定類型該当者への技術（情報）提供等）を行う際は、必ず**事前に**自身で点検し、結果を部局等責任者に提出してください。

＜事前点検の方法＞

- 【取引概要】**欄に、海外との取引の実施予定日、内容、仕向地（貨物の場合は輸出（送付・携行等）先、技術の場合は提供する相手先の国名等）を記入してください。
- 海外への貨物の輸出を行う場合は**【ア】**の項目を点検し、該当する選択肢をチェックしてください。
- 海外での技術提供、留学生受入れ・送出し、海外からの研究者等非居住者又は特定類型該当者への技術提供等を行う場合は**【イ】**の項目を点検し、該当する選択肢をチェックしてください。
※2と3の両方を含む取引（例：海外に機材を携行し、情報提供）を予定の場合は両方とも点検してください。
- 【確認】**欄に、作成日、所属を記入のうえ、署名（自署）又は記名押印してください。なお、実際に提供等する際は下記チェック内容と相違ないことを確認の上、外為法等に十分注意して自己管理をお願いします。

【取引概要】

実施予定日(貨物送付・情報提供日, 出張期間等)	年	月	日 (~	年	月	日)
内容(該当するものにチェック。「その他」に該当する場合は概要を記入)	<input type="checkbox"/> ①貨物送付	<input type="checkbox"/> ②海外出張	<input type="checkbox"/> ③非居住者/特定類型招聘	<input type="checkbox"/> ④論文校閲等		
	<input type="checkbox"/> ⑤日本開催の国際学会 <input type="checkbox"/> ⑥その他()					
仕向地(貨物送付・情報提供, 出張先の国名等)	③の場合は被招聘者名も記入 ⑤のみの場合は記入不要					

【ア】海外への貨物（機材等）の輸出（送付・携行等）を行う場合（主に①, ②, ⑥に当てはまる場合）

海外へ輸出（送付・携行等）する貨物は、市販のパソコン、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話、デジタルカメラとその周辺機器、携帯品であり、これらは自身のみが使用し、すべて持ち帰る。

↓ いいえ ↓ はい

↓ 事前点検はこれで終了です（疑義がある場合には通知します）。

追加の確認が必要です。シート2及びシート3もチェックし、部局等責任者に提出してください。

【イ】海外での技術（情報）提供、留学生受入れ・送出し、海外からの研究者等非居住者又は特定類型該当者への技術（情報）提供等を行う場合（主に②, ③, ④, ⑤, ⑥に当てはまる場合）

提供する技術（情報）は既に公知である又は技術（情報）を公知とするために当該技術（情報）を提供する。

↓ いいえ ↓ はい

↓ 事前点検はこれで終了です（疑義がある場合には通知します）。

機材の設計、製造、使用にかかる情報（技術）を提供する。

↓ はい ↓ いいえ

↓ 事前点検はこれで終了です（疑義がある場合には通知します）。

追加の確認が必要です。シート2及びシート3もチェックし、部局等責任者に提出してください。

【確認】

上記事項は事実と相違ありません。

作成日 : 年 月 日

所属 :

氏名 :
※署名（自署） 印
又は記名押印

(事務局使用欄)		
(当該) 統括責任者	部局等責任者	受付
/ /	/ /	/ /
追加確認 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	疑義等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	No.

(記入にあたっては裏面もご確認ください)

事前点検を行う際の注意事項

「貨物の輸出」、「技術の提供」の定義は以下のとおりです（明治大学安全保障輸出管理規程第2条第1項第4号及び第5号）

貨物の輸出

- ア 外国を仕向地として貨物を送付すること
- イ 外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を送付すること
- ウ 外国に向けて貨物を携行すること

技術の提供

- ア 非居住者又は特定類型該当者へ技術を提供する行為
- イ 非居住者又は特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者へ技術を提供する行為
- ウ 外国において技術を提供する行為又は外国に向けて行う技術を提供する行為
- エ ア、イ又はウを目的として、技術情報が記載又は記録された媒体を提供する行為
- オ ア、イ又はウを目的として、電気通信回線を通じて技術情報を送信する行為

「非居住者」、「居住者」（外国為替法令の解釈及び運用について 蔵国第4672号 昭和55年11月29日）、「特定類型該当者」の定義は以下のとおりです。

居住者

- <日本人の場合>
 - (1) 我が国に居住する者 (2) 日本の在外公館に勤務する者
- <外国人の場合>
 - (1) 我が国にある事務所に勤務する者
 - (2) 我が国に入国後6月以上経過している者
- <法人等の場合>
 - (1) 我が国にある日本法人等
 - (2) 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
 - (3) 日本の在外公館

特定類型該当者（日本人を含む）

- ① 外国法人等又は外国政府等と雇用・委任等の契約を締結しており、当該法人等の指揮命令に服する又は当該法人等に対する善管注意義務を負う者
- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（年間収入の25%以上の経済的利益）を得ている者または得ることを約している者
- ③ 行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

非居住者

- <日本人の場合>
 - (1) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
 - (2) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
 - (3) 出国後外国に2年以上滞在している者
 - (4) 上記(1)～(3)に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
- <外国人の場合>
 - (1) 外国に居住する者
 - (2) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
 - (3) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）
- <法人等の場合>
 - (1) 外国にある外国法人等
 - (2) 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
 - (3) 我が国にある外国政府の公館及び国際機関
- <その他>
 - 合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

【ア】における「携帯品」とは、手荷物、衣類、書籍、化粧品用品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物を指します（輸出貿易管理令 昭和二十四年政令第三百七十八号）。

【イ】における「公知とするために当該技術（情報）を提供する」取引とは、以下のものを指します（貿易関係貿易外取引に関する省令 平成十年通商産業省令第八号）。

- (1) 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- (2) 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- (3) 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- (4) ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- (5) 学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引

【イ】における「設計・製造・使用」とは、それぞれ以下の段階を指します。

- (1) 設計：一連の製造過程の前段階のすべての段階
 - (例) 設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等
- (2) 製造：すべての製造過程
 - (例) 建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証等
- (3) 使用：設計、製造以外の段階
 - (例) 操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理

参考 経済産業省 安全保障貿易管理 <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>